

# 上野公園グランドデザイン検討会設置要綱

---

## (設置目的)

第1条 上野公園を東京の顔となる文化・観光の拠点としてより一層活性化し、魅力あるものとして再生するため上野公園の全体的な構想(グランドデザイン)を策定することを目的とし、地元関係者、文化施設管理者、台東区及び東京都との連携により、総合的に検討するため「上野公園グランドデザイン検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、グランドデザインの策定に関する次に掲げる事項について検討し、報告書をまとめる。

- (1) グランドデザイン案の作成に関すること
- (2) その他グランドデザインの策定に必要な事項に関すること。

## (検討会)

第3条 検討会は、学識経験者、地元関係者、文化施設管理者、行政関係者からなる委員により構成する。

- 2 委員は、東京都建設局長が委嘱する。
- 3 検討会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 6 検討会の委員長、副委員長及び委員は、別表1のとおりとする。

## (作業部会)

第4条 検討会の下に、必要に応じ作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、委員長より指示された事項について、検討・整理し、報告をおこなう。
- 3 作業部会のメンバーは、別表2のとおりとする。

## (会議)

第5条 検討会は、委員長が招集し、運営する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

## (庶務)

第6条 検討会の事務局の庶務は、建設局公園緑地部計画課及び東部公園緑地事務所事業推進課の共管として処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

## 付則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。